



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 6 月 1 日 (木 曜 日) 第 411 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○保安林の指定 (3件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 2	
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 3	
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 4	

○まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 4	
○くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (“) 4	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5	
病院局公告	
○入札公告 (2件) …………… 5	
○落札者等の公告 (2件) …………… 7	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 8	
○資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 11	

告 示

宮崎県告示第 435号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
中西 成彬 あるむ鍼灸整骨院	北諸県郡三股町稗田9番14	令和5年4月28日
馬崎 幸二 フレアス在宅マッサージえびの施術所	えびの市大字向江 521番地1	令和5年4月28日

宮崎県告示第 436号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原 136-36から 136-43まで、136-69、字本村 137-23から 137-25まで、137-29
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 437号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字本ツツラ5944
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 438号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字材木1320-82、1320-83

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 439号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
18	県道	荒武新富線	児湯郡新富町大字新田字塚原 549番1地先から同郡同町同大字同字 567番8地先まで	旧	6.5~11.1	153.2
				新	11.9~13.8	153.2

宮崎県告示第 440号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
18	県道	荒武新富線	児湯郡新富町大字新田字塚原 549番1地先から同郡同町同大字同字 567番8地先まで	令和5年6月1日

宮崎県告示第 441号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字湯之宮 18628番4地先から同郡同町同大字同字 18646番3地先まで	令和5年6月1日

宮崎県告示第 442号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字三久保 113番3地先から同郡同村同大字同字 113番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月16日

宮崎県告示第 443号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	荒武新富線	児湯郡新富町大字新田字塚原 549番1地先から同郡同町同大字同字 567番8地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月16日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 3 号)第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免税証の種類

100ℓ券5枚

2 用途

農業等

3 記号及び番号

100ℓ券G 4202163~G 4202167

4 有効期間

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

えびの市農業協同組合真幸給油所

6 紛失年月日

令和5年4月2日

保安林の令和5年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第 249号)第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積

の限度を次のように定める。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位:ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	622.53
北川	土砂流出防備保安林	96.91
北川	干害防備保安林	1.84
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,247.62
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	191.15
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.60
五ヶ瀬川	魚つき保安林	1.86
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,087.63
五十鈴川	土砂流出防備保安林	24.17
五十鈴川	干害防備保安林	26.22
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,742.75
耳川	土砂流出防備保安林	103.88
耳川	干害防備保安林	1.26
小丸川上流	水源かん養保安林	257.58
小丸川上流	土砂流出防備保安林	24.81
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,672.07
一ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	133.13
一ヶ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ヶ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	939.28
小丸川下流	土砂流出防備保安林	27.80
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	595.27
川内川上流	土砂流出防備保安林	66.63
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	16.68
大淀川本流	水源かん養保安林	1,280.59
大淀川本流	土砂流出防備保安林	157.84
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.16
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,545.74
本庄川	土砂流出防備保安林	12.12
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	1.19
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,096.18
大淀川中流	土砂流出防備保安林	53.21
大淀川中流	干害防備保安林	2.37
広渡川	水源かん養保安林	1,118.43
広渡川	土砂流出防備保安林	158.19
広渡川	干害防備保安林	1.68

広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	424.74
福島川	土砂流出防備保安林	10.82
福島川	干害防備保安林	1.41

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川添康生	日南市大字殿所 891番地2
理事	長友宗利	日南市大字松永91番地1
理事	福嶋英起	日南市大字東弁分甲 619番地2
理事	稲田昭一	日南市大字東弁分甲1700番地
理事	平方速夫	日南市大字益安 951番地2
理事	歌津芳秋	日南市大字平山2220番地1
理事	下田哲生	日南市大字風田1891番地
監事	安藤裕直	日南市大字東弁分甲1032番地
監事	長鶴浅彦	日南市大字風田 105番地口
監事	川原伸也	日南市大字益安1002番地3

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	山本英男	日南市大字殿所1197番地口
理事	蛭原芳彦	日南市大字松永 577番地
理事	野田明夫	日南市大字東弁分甲1285番地
理事	太田守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理事	金下正博	日南市大字益安 751番地3
理事	歌津芳秋	日南市大字平山2220番地1
理事	下田哲生	日南市大字風田1891番地

監事	長友宗利	日南市大字松永91番地1
監事	田吉啓泰	日南市大字益安 689番地1
監事	黒岩豊	日南市大字平山2151番地2

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
宮内	えびの市	ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)	令和4年4月28日

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まあじに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年5月12日付けて次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

まあじに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県まあじまき網漁業	2,777トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年5月19日付けて次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	14.3トン

宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	1.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	0.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	0.9トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1.1トン

第2 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から9月まで)	11.2トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (10月から3月まで)	4.7トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	1.0トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10月から3月まで)	0.5トン

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により
許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
東諸県郡国富町大字木脇字前 田2626-1 他33筆、道	宮崎市橋通西4丁目2番30号 植松商事株式会社

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月1日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 県立3病院VNAシステム更新業務

(2) 特定役務の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 構築業務 契約締結日から令和6年3月31日まで

イ 保守業務 発注者及び受注者間の協議による (長期継続契約: 5年間)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者であること。

(2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 宮崎県暴力団排除条例 (平成23年宮崎県条例第18号) 第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(6) 平成30年4月以降に、一般病床 400床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は公的医療機関 (医療法 (昭和23年法律第 205号) 第31条に規定する公的医療機関をいう。) のVNAシステム更新業務を1件以上受託し、履行した実績を有すること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望する者は、本県の所定の申請書に必要な事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限内に間に合わない場合がある。

申請書の配布及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

4 入札説明書及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

(2) 期間 令和5年6月1日から令和5年6月28日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

なお、仕様書については、情報セキュリティ保全に係る誓約書を持参、送付 (書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) 又は電子メール (keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp) で参加希望者が提出することにより配布する。

5 入札に関する質問

(1) 質問 本件入札に関し質問がある場合は、質問書を次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年6月28日午後5時 (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

ウ 提出方法 質問書を電子メールで提出すること。

(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から3日以内 (土曜日及び日曜日を除く。) に質問者へ電子メールで回答する。

- イ その他 質問の内容が、仕様書に関する重大な事項の場合は、県庁ホームページにて回答を掲載することがある。
- 6 入札参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法
 本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、同種業務実績調書、導入システム調書及び添付書類を次により提出し、事前に審査を受けること。
 (1) 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
 (2) 提出期限 令和5年6月28日午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- 7 入札書の提出
 入札に参加する者は、入札書を持参又は送付(書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出しなければならない。電話、電報、ファックスその他の方法による入札は認めない。
 (1) 提出期限 令和5年7月11日午後5時(同日午後5時必着)
 (2) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
 (3) 提出方法
 ア 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は、代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
 イ 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を記載しなければならない。
 ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
 エ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認められたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
 オ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室
 (2) 日時 令和5年7月12日午前10時
- 9 入札の無効
 病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第107条に規定する入札は無効とする。
- 10 落札者の決定方法
 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
 (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。
 (4) 最低制限価格は設定しない。
- 11 入札に関する事務を担当する部署
 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- 12 入札の手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 (1) Nature and quantity of the services required: Updating Vendor Neutral Archive system at three prefectural hospitals.
 (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 28 June 2023.
 (3) Contact Point for Inquiries: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 TachibanadoriHigashi, MiyazakiCity, 880-8501, Japan. TEL: +81-985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月1日

県立日南病院長 原 誠一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 磁気共鳴画像診断装置 一式
 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 (3) 納入期限 令和6年1月31日
 (4) 納入場所 入札説明書による。
 (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 ア 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約当事者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和5年7月3日までに県立日南病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望する者は、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

申請書の配布及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
(2) 期間 令和5年6月1日から令和5年7月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
(2) 交付期間 令和5年6月1日から令和5年7月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
(2) 提出期限 令和5年7月11日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院2階第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
(2) 日時 令和5年7月12日午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院医事・経営企画課財務担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic resonance imaging System 1set
(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 11 July, 2023
(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年6月1日

県立延岡病院長 寺尾 公成

- 随意契約に係る特定役務の名称及び所在地
調達物件及び予定使用電力量 県立延岡病院で使用する電気 8,268,000kWh
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0985 (32) 6181
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社延岡営業所 延岡市東本小路96番地2
- 随意契約に係る契約金額
145,556,454円
- 随意契約によった理由
地方公営企業法施行令第21条の14第5号による随意契約

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年6月1日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 随意契約に係る特定役務の名称及び所在地
調達物件及び予定使用電力量 県立日南病院で使用する電気 5,655,067kWh
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社日南営業所 日南市中央通1丁目8番地8
- 随意契約に係る契約金額
96,914,392円
- 随意契約によった理由

地方公営企業法施行令第21条の14第5号による随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条

第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松本幸三後援会	松 本 幸 三	松 本 華 奈	延岡市昭和町 2 丁目 2 - 5	令和 5 年 2 月 24 日
田中ひろまさ後援会	田 中 宏 政	田 中 円 香	児湯郡川南町大字川南 18150 - 5	令和 5 年 2 月 24 日
木下豊後援会	佐 藤 勝 憲	木 下 豊	児湯郡都農町大字川北 5709 - 6	令和 5 年 2 月 28 日
ごあんしげる後援会	東 良 二	東 良 二	えびの市大字向江 940	令和 5 年 3 月 3 日
川南町新中学校建設反対の会	中 嶋 武 光	河 野 秀 二	児湯郡川南町大字平田 1479	令和 5 年 3 月 6 日
河野禎明後援会	河 野 旦 元	芥 田 哲 男	児湯郡川南町大字平田 1477 - 6	令和 5 年 3 月 6 日
乙津弘子後援会	森 本 茂	乙 津 良 蔵	児湯郡川南町大字川南 13144 番地 1	令和 5 年 3 月 6 日
ふるさとまちづくり	押 川 善 智	押 川 勝 義	宮崎市大字瓜生野 3210 - 3	令和 5 年 3 月 7 日
もろつか 2030 地域デザイン会議	矢 房 孝 広	甲 斐 義 継	東臼杵郡諸塚村大字家代 4927 - 3	令和 5 年 3 月 9 日
小松原駿後援会	小松原 駿	小松原 駿	児湯郡都農町大字川北 4575 - 8 N K コーポ都農Ⅲ 105 号	令和 5 年 3 月 10 日
大西幸二緑の後援会	大 西 幸 二	大 西 幸 二	延岡市古城町 4 丁目 6114 - 23	令和 5 年 3 月 10 日
小山さなえ後援会	高 穂 京 子	吉 野 圭 一 郎	児湯郡新富町大字新田 16350 番地 3	令和 5 年 3 月 13 日
三原あけみ後援会	黒 木 ナツエ	三 原 正 宏	児湯郡川南町大字川南 13864	令和 5 年 3 月 14 日
中瀬修後援会	税 田 純 史	中 瀬 明 子	児湯郡川南町大字川南 17701 番地 13	令和 5 年 3 月 15 日
三輪安男後援会 (安真会)	新 名 浅 継	三 輪 有 輝	児湯郡都農町大字川北 12128 番地	令和 5 年 3 月 22 日
平原和利後援会	平 原 和 利	伊 藤 秀	宮崎市清武町今泉甲 3763 番地	令和 5 年 3 月 22 日
本田ひでとし後援会	津 曲 洋 一	本 田 和 子	えびの市大字東長江浦 1676 番地 797	令和 5 年 3 月 24 日
川添博後援会	前 田 淳	川 添 恵 美	宮崎市学園木花台南 3 - 33 - 6	令和 5 年 3 月 24 日
のせまこと後援会	能 勢 誠	山 村 博 嗣	小林市細野 1919 番地 10 平山ビル 1 階	令和 5 年 3 月 29 日
宮崎県警備業連盟	齋 藤 総 一 郎	新 留 千 賀 子	宮崎市生日台西 3 丁目 4 番地 2	令和 5 年 4 月 6 日
はたの治後援会	羽 田 野 治	三 宅 立 記	児湯郡新富町富田 2 丁目 20 - 1	令和 5 年 4 月 6 日
L. I. P	永 谷 敏 寿	菊 田 公 康	日向市高砂町 118 番地	令和 5 年 4 月 7 日
加藤正善後援会	加 藤 正 博	加 藤 正 博	えびの市大字坂元 1637 番地 1	令和 5 年 4 月 10 日
長友べにお後援会	長 友 紅 緒	若 杉 広 則	宮崎市大字加江田 4726 - 3	令和 5 年 4 月 14 日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県児湯郡第二支部	坂 口 博 美	会 計 責 任 者	坂 口 博 美	播 本 博 俊	令和 4 年 7 月 20 日
自由民主党都農町支部	黒 木 誠	会 計 責 任 者	廣 田 秀 与 志	杉 尾 和 俊	令和 5 年 2 月 1 日
		主たる事務所の所在地	都城市今町 7670 番地 2 飯山住宅 1 号	小林市野尻町東麓 2658 - 132	令和 5 年

参政党宮崎第3支部	吉 留 諒	会 計 責 任 者	鳥 井 紗 代 子	日 高 輝 久	2月25日
参政党宮崎第1支部	滋 井 邦 晃	会 計 責 任 者	丸 山 倫 美	蛭 原 要	令和5年 3月25日
自由民主党美郷町支部	甲 斐 秀 徳	会 計 責 任 者	甲 斐 秀 徳	園 田 義 彦	令和5年 3月30日
○その他の政治団体					
政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
日向政真会	藤 井 柳 太 郎	主たる事務所の所在地	日向市東郷町山陰丙1630 -2	日向市東郷町山陰丙 163 02	令和2年 3月7日
宮崎県行政書士政治連 盟	小 野 孝 一	会 計 責 任 者	渡 邊 修	宮 永 仁 美	令和3年 7月23日
宮崎県商工政治連盟	淵 上 鉄 一	会 計 責 任 者	酒 匂 重 久	奥 野 信 利	令和4年 4月1日
宮崎県LPガス政治連 盟	後 藤 拓 郎	代 表 者	後 藤 拓 郎	森 勝 人	令和4年 5月26日
		会 計 責 任 者	日 高 貴 弘	児 玉 太	
県民こそ主人公の県政 をつくる会	橋 口 寛	代 表 者	橋 口 寛	佐 藤 誠	令和4年 12月1日
森太後援会	森 太	主たる事務所の所在地	宮崎市大字富吉 599	宮崎市大字富吉 620	令和5年 1月1日
		会 計 責 任 者	森 恵 子	森 竹 次 郎	
あべつみ後援会	池 嶋 幸	代 表 者	池 嶋 幸	堀 井 之 生	令和5年 2月19日
宮崎県産業資源循環政 治連盟	山 下 栄	主たる事務所の所在地	宮崎市大字赤江1392-1	宮崎市別府町3-1宮崎 日赤会館2F	令和5年 2月20日
岩切たつや後援会	鳥 飼 謙 二	会 計 責 任 者	福 島 昭 一	牧 野 幹 雄	令和5年 2月20日
佐藤ひろき後援会	佐 藤 裕 樹	主たる事務所の所在地	日向市鶴町3丁目6-19	日向市曾根町1丁目 192 番地	令和5年 2月26日
山下ひろみ後援会	川 崎 安 彦	会 計 責 任 者	山 下 裕 之	土 持 純 市	令和5年 3月1日
日高あきひこ後援会	暉 本 秀 雄	主たる事務所の所在地	宮崎市青島1丁目7	宮崎市青島3丁目17-11	令和5年 3月5日
とくしげ淳一後援会	福 島 昭 一	代 表 者	福 島 昭 一	奥 宮 博	令和5年 3月7日
児湯医師連盟	永 友 和 之	会 計 責 任 者	山 口 真 太 朗	黒 木 宗 俊	令和5年 3月9日
甲斐なおたか後援会	甲 斐 直 考	代 表 者	甲 斐 直 考	甲 斐 昭 弘	令和5年 3月13日
半渡英俊後援会	黒 木 泰 三	代 表 者	黒 木 泰 三	神 野 源 生	令和5年 3月14日
たかはし由美後援会	高 橋 由 美	会 計 責 任 者	中 田 徳 幸	佐 藤 清 香	令和5年 3月20日
内藤逸子後援会	国 山 幸 子	会 計 責 任 者	佐 藤 啓 子	池 田 正 人	令和5年 3月20日
宮崎県木材産業政治連 盟	高 嶺 清 二	会 計 責 任 者	黒 木 逸 郎	伊 牟 田 利 子	令和5年 3月20日
村岡たかあき後援会	村 岡 隆 明	代 表 者	村 岡 隆 明	本 田 英 俊	令和5年 3月23日

橋本律子後援会	菊池和彦	主たる事務所の所在地	小林市細野 444番地2	小林市真方1171-5	令和5年 2月1日
		会計責任者	池山義秀	東條泰則	令和5年 3月24日
渡辺静男後援会	渡辺京子	主たる事務所の所在地	国富町大字木脇3021-1	国富町大字木脇4967	令和5年 3月30日
進藤かねひこ都城後援会	相葉雄三	主たる事務所の所在地	都城市下長飯町1923-2	都城市南横市町4120	令和5年 4月1日
		代表者	相葉雄三	松田時夫	
宮崎県獣医師連盟	矢野安正	会計責任者	河野宏	大和田孝二	令和5年 4月1日
宮崎県産業資源循環政治連盟	山下栄	主たる事務所の所在地	宮崎市花山手西2-5-5	宮崎市大字赤江1392-1	令和5年 4月1日
日本商工政治連盟宮崎県地区連合会	米良充典	会計責任者	中原光晴	甲斐正文	令和5年 4月1日
宮崎を元気にする会	米良充典	会計責任者	中原光晴	甲斐正文	令和5年 4月1日
森けんじ後援会	森賢治	主たる事務所の所在地	えびの市大字内堅 976番地	宮崎市中村西2丁目5-12	令和5年 4月28日
		代表者	森賢治	竹ノ上洋一	
はたの治後援会	羽田野治	主たる事務所の所在地	児湯郡新富町富田2丁目47番地	児湯郡新富町富田2丁目20-1	令和5年 5月1日
佐藤ひろき後援会	佐藤ひろき	主たる事務所の所在地	日向市曾根町1丁目192番地	日向市鶴町3丁目6-19	令和5年 5月2日
日高あきひこ後援会	暉本秀雄	主たる事務所の所在地	宮崎市青島3丁目17-11	宮崎市青島1丁目7	令和5年 4月24日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県ふるさと創生支部	上杉光弘	令和4年12月31日
自由民主党宮崎県宮崎市第八支部	横田照夫	令和5年4月27日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
内山田善信後援会	内山田善信	令和4年5月10日
郡司誠秀後援会	郡司誠秀	令和4年12月31日
日向政真会	藤井柳太郎	令和4年12月31日
山岡節夫後援会	山岡節夫	令和4年12月31日
さいとうよしかつ後援会	田邊治夫	令和4年12月31日
美郷町を語る会	川村嘉彦	令和4年12月31日
黒木かねき後援会	黒木重義	令和4年12月31日
若杉せいじ後援会	赤木利一	令和4年12月31日
そのまんまさいとうゆきお後援会	齊藤幸夫	令和4年12月31日
宮崎県珠算普及政治連盟	中窪豊秋	令和4年12月31日
田口雄二後援会	甲斐久敏	令和4年12月31日
桜井もりお後援会	黒木祥三	令和4年12月31日

天安河原の会	遠 山 禎 一	令和5年2月27日
久保田早紀後援会	堀 田 孝 一	令和5年3月22日
後藤やすき後援会	松 浦 正 臣	令和5年3月22日
阿萬誠郎氏を応援する会	阿 萬 誠 郎	令和5年4月30日
反田よしみ後援会	清 水 計 吉	令和5年4月30日
中津克司後援会	渡 辺 順 一	令和5年4月30日

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
甲 斐 直 考	宮崎市議会議員	甲斐なおたか後援会	宮崎市霧島4丁目 170番地 1	令和5年3月13日
長 友 紅 緒	宮崎市議会議員	長友べにお後援会	宮崎市大字加江田4726-3	令和5年4月14日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
佐 藤 裕 樹	日向市議会議員	佐藤ひろき後援会	主たる事務所の所在地	日向市鶴町3丁目 6-19	日向市曾根町1丁目 192番地	令和5年2月27日
富 井 寿 一	宮崎県議会議員	富井ひさかず後援会	公職の種類	宮崎県議会議員	日向市議会議員	令和5年3月20日
内 田 理 佐	宮崎県議会議員	清麗会	公職の種類	宮崎県議会議員	延岡市長	令和5年3月28日
佐 藤 裕 樹	日向市議会議員	佐藤ひろき後援会	主たる事務所の所在地	日向市曾根町1丁目 192番地	日向市鶴町3丁目 6-19	令和5年5月8日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
増 田 博 美	えびの市再生市民の会	令和3年12月31日

--	--